『開発行為事前相談書』の様式改定について

近年、日本各地においては大雨・台風等の異常気象による土砂災害が多発しており、多くの犠牲者が出ています。また、過去には大規模地震等による土砂災害も多く発生しており、平成28年4月の熊本地震においても被害が発生しました。

これらの状況を踏まえ、災害発生時の被害者を最小限に抑えることを目的として「土砂災害防止法」が施行されました(平成 13 年)。これにより、<u>大雨等の際の警戒避難を促すための『土砂災害警戒区域』の指定</u>、<u>被害が想定される崖地の土地利用自体を規制するための『土砂災害特別警戒区域』の指定</u>などが、全国の各都道府県で順次行われています。

この土砂災害防止に基づく上記の区域指定等の業務については、都道府県が所管しており、鋭意進めているところですが、平成28年3月に国土交通省より、各行政庁が行っている『宅地造成等規制法』及び『都市計画法』に基づく宅造許可・開発許可の機会を捉えて、『土砂災害防止法』に関する情報提供や注意喚起を実施するよう、技術的助言という形で全国の自治体に通知されました。

この対応として、**『開発行為事前相談書』の様式を改定いたしますので、ご報告いたします**。以下の 手順により、新しい様式へと移行してまいりますので、皆さま、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお 願いいたします。(改定内容は裏面をご覧ください。)

≪ 移行期間等について ≫

- 1) 周知期間(平成28年7月19日(火)~7月29日(金))
 - ・『開発行為事前相談書』の様式を改定することについての周知を行います。
 - ・この期間については、従来の『開発行為事前相談書』の様式をご使用ください。
- 2)移行期間(平成28年8月1日(月)~8月31日(水))
 - ・新旧どちらの『開発行為事前相談書』も使用できる期間とします。
- 3) 実施(平成28年9月1日(木)~)
 - 新様式をご使用いただきます。
 - ・旧様式でご提出いただいた場合は、窓口で新様式に記載していただく必要があります。

■ 土砂災害防止法の概要等について

- ・ 土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について(土砂災害防止法施行令第2条及び第3条)
 - 十砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) (十砂災害防止法施行令 第二条)
 - イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
 - ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
 - ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
 - 土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法施行令 第三条)

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域

- ◇ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・解除については、神奈川県が行っております。詳細につきましては、川崎治水センターへお問い合わせください。

(神奈川県のお問い合わせ先:川崎治水センター工務課 TEL:044-932-7211)

【 新しい様式の改定ポイントについて 】

「7 土砂災害防止法について」を新たに追加しています。 (その他の部分について変更はありません)

	課			_	宅地審査調	Ę.						
担当	班長	+	課長	4	担当	班長	課力	Ę				
									110			
8	7			BB 5% /-	<u> </u>		<u> </u>		NO.			=
					36 SSA 354	前相記						
				(宅地造	成)・(訨 明 晋	父 付 平成		年	月		日
1 敷	地の地	名址	也番	川崎市			18.000	*15				
2 敷	地の	面	積							平方	×	ル
3 予2	定建築物	の用	金等	戸数								
4 建(築 相 談		主)	住所 氏名			電			()
				住所			re n	H .		V		
5 設	計	•	者	氏名			電調	a a		ſ		
6 近陽	構関 <mark>係住</mark> 」	そへの	周知	□ 周 知	100000	ロ 周 は、早めの	知 中	1			知予定) = - - - - -
7 土砂	災害防止沒	まについ	て	⇒ 市HPから「ガイドマップかわさき」、又は都市計画課(明治安田生命川崎ビル5F) の窓口に設置されている「用途地域等案内システム(タッチパネル)」により確認することができます。 □ 土砂災害警戒区域に存している。 □ 土砂災害警戒区域に存していない。 上記区域の「指定及び解除等」について理解している。 ⇒ □ (宅地審査課窓口で「指定及び解除等」に関する資料を配布しています。)								
※処理欄	3	現地調	查	平成 年	月	В	N 0000 N 000				e BAAS	A part
	I	開発許	可(□要・	□不要) 宅造	許可	([要	. 🗆	不要)
※証明書	i	証明書 証明番 連絡事	号	(都・宅 (川崎市証	、 30条 条 明ま建管 月	項 号 ()第) 号)	□地図] □ T	EL	口来庁	V 存
・次(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) - こな提証・ イな国	で着数では、大きなので、できません。 できません できます できます できます できます できます できます できます できます	を計計)面展全しま 発邪青で防アて画画な図の水・物建過でのは、止⇒だの写積地面確た。前地は→	さ区現造的 は で は 成し に 図 登 図 数 の が 後 の が 後 の が 後 の が 後 の が の が の の の に に の に の に の に の に の に に の に に の に の に の に の に に の に の に に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に	用示する。) 高低測量に基づく 生じない場合でき 近地盤面を重ねて 近地の区域を明示 対部分求積図(ど 着本(全部事項証 がに提出してくだ 計計画に変り頭ぎ み合は、証明書交 会第246 柔の4柔 ついては国土柔 でいい、可以 でいいで、「一、「一、」」」	bortも、 <mark>現</mark> 記 記入し、切土i する。) ちらも三斜求 ちらも三斜求 さいたちものは、 にたちもせ要なで では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	兄地盤高を明記部分を黄色、盛 精による。)) 一可) 再度提出をお願 ただきなけしてく 書を添け行う技術 りご確認いただ	する。) 土部分を 取いするこ ださい。 ださい。 き、土砂?	赤色、: ともも よる確 災害の	新設権壁) ります。 方止・軽調	、排水施 です。 。 域に努め、	設等を着 てくださ い	色)

土砂災害警戒区域か否かを自身でご確認いただきます。市の HP 又は5階の用途地域等案内システム(タッチパネル)により簡単に調べることができま

土砂災害警戒区域については、今後新たに指定及び解除される可能性があります。今後の土地利用等に非常に重要な情報でご理解いただいているか否では、内容についてご理解いただいでいるかを確認させていただきます。なお、この内容については、概要を記載した資料を窓口で配布いたします。

今回の改定の趣旨等につ いて記載しています。